

STEP 1

軽減税率対象品目①

軽減税率の対象

軽減税率の対象となるのは、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行で定期購読される新聞」です。

8%

軽減税率対象

飲食料品



テイクアウト・持ち帰り・宅配等は8% (軽減税率)

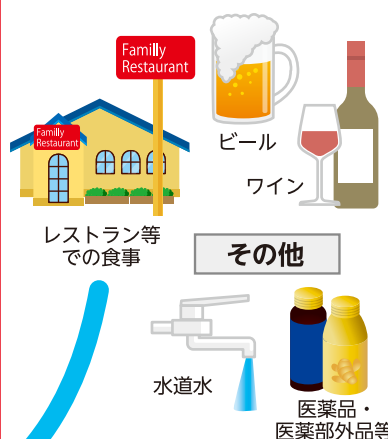
BAKERY

標準税率対象

10%

外食

酒類



その他

水道水

医薬品・医薬部外品等

イートイン・店内飲食は10% (標準税率)

取り扱い品目の確認が必要 ～税率の紛らわしいケースに注意～

軽減税率対象品目と標準税率対象品目の両方を販売している事業者は、販売の際に税率の確認などが必要になります。

詳細は、国が発表するQ&Aやガイドライン等で確認しましょう。(P.10参照)

「飲食料品」の定義

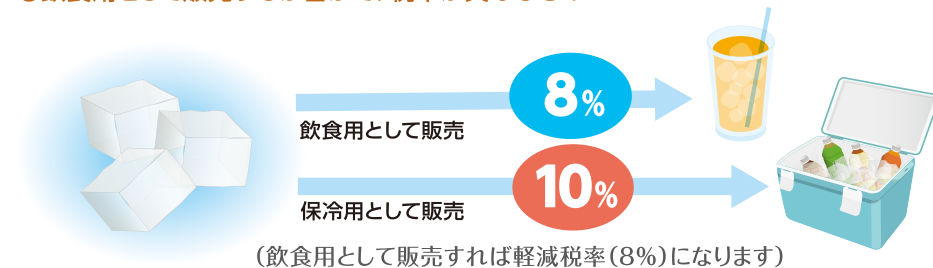
軽減税率の対象となる「飲食料品」とは、食品表示法に規定する「食品」のことを指します。

⇒酒税法に規定する酒類は軽減税率の対象になりません。また、医薬品・医薬部外品、水道水などは食品表示法に規定する「食品」にあらず、軽減税率の対象外です。さらに、「外食」や「ケータリング」も軽減税率の対象からは除外されています。

軽減税率(8%)対象品目のまぎらわしい例

軽減税率(8%)対象か標準税率(10%)対象かは、多くの商品を取り扱う小売店にとって、まぎらわしいものも存在します。

○飲食用として販売するか否かで、税率が異なるもの



○類似品があるもの



(医薬品・医薬部外品は標準税率(10%)になります)

〈参考：軽減税率の対象とならない「医薬品・医薬部外品等」の定義〉

医薬品・医薬部外品等の定義は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」をいいます。したがって、これらに該当する栄養ドリンクの販売は軽減税率の対象外です。

なお、医薬品・医薬部外品等に該当しない特定保健用食品(いわゆる「トクホ」)等は、食品表示法に規定される「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

軽減税率の対象とならない「外食」の定義

軽減税率の対象品目に、「外食」は含まれていません。以下を満たすものが外食となります。
「飲食店等を営む者が、テーブル、椅子、カウンター、その他の飲食に用いられる設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供」

8% 軽減税率
(外食にあたらぬ)

- ・テイクアウト、持ち帰り、出前、宅配、お土産
- ・屋台での軽食(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合)

店側の提供意図によって持ち帰りと店内飲食を区別します。

(例) お客様の求めに応じて店がテイクアウト用に提供したものを店内で飲食した場合でも軽減税率の対象になります。

10% 標準税率
(外食・ケータリング等)

- ・店内飲食(イートイン含む)
- ・フードコートでの飲食
- ・ケータリング・出張料理等

有料老人ホーム等で提供される一定の基準を満たす飲食料品は軽減税率の対象になります。

例えば、屋台などで、料理を提供しているだけで飲食設備がない場合には軽減税率の対象となりますが、テーブル、椅子、カウンター等の飲食設備で飲食させている場合は、軽減税率の適用対象となりません。

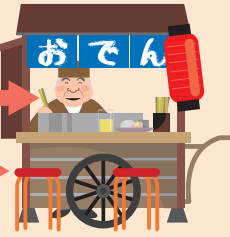
8% 軽減税率(8%)

- ① サービス要件
(飲食料品を提供)
- ② 場所要件
(飲食設備がある)
に該当せず



10% 標準税率(10%)

- ① サービス要件
(飲食料品を提供)
- ② 場所要件
(飲食設備がある)
に該当



軽減税率の対象とならない「酒類」の定義

軽減税率の対象外となる「酒類」とは、酒税法に規定するアルコール分一度以上の飲料をいいます。したがって、みりんや料理酒などで酒税法に規定する酒類に該当するものであれば、その販売は軽減税率の適用対象となりません。一方で、ノンアルコールビールや甘酒など酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、「飲食料品」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

8% 軽減税率
(酒類にあたらぬ)

- ・みりん風調味料、甘酒、酒類を原料とした菓子
- ・ノンアルコールビール
- ・不可飲処置の行われた料理酒

※酒税法に規定するアルコール分が一度未満のもの

10% 標準税率
(酒類)

- ・ビール、ワインなどのアルコール飲料
- ・みりん、料理酒

※酒税法に規定するアルコール分が一度以上のもの

商品を組み合わせる販売する場合の税率は

「一体資産」は原則10%、一部が軽減税率対象

おまけ付きのお菓子や重箱に入ったおせちなど、軽減税率対象商品と軽減税率の対象でない商品を販売する場合で、消費税法上

- ① 食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、または構成しているもので
- ② 一の資産としての価格のみが提示されているもの

と定義されています。一体資産は原則として標準税率(10%)が適用されます。

なお、次の要件を満たすものについては、全体が軽減税率(8%)の対象となります。

- ① 一体資産の販売価格(税抜)が1万円以下かつ
- ② 一体資産の価額のうちに飲食料品の価額の占める割合が2/3以上となるもの

軽減税率の対象品目・税額の計算方法などの相談窓口

軽減税率の対象品目や税額の計算方法に関しては、
 国税庁消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)
 またはお近くの税務署へお問い合わせください。

国税庁消費税軽減税率電話相談センター[電話番号]0120-205-553

<国税庁ホームページ 税務署の所在地などを知りたい方>

<https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm>

<国税庁ホームページ 消費税の軽減税率制度について>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

STEP 1

軽減税率対象品目③

「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)」(国税庁)より引用(一部加工)
 ※軽減税率対象(8%)のものを○と表示、標準税率対象(10%)のものを×と表示しています。

I 「飲食料品の譲渡」の範囲等

Q 家畜の飼料やペットフードの販売は、軽減税率の適用対象となりますか？

A 「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に提供されるものではない牛や豚等の家畜の飼料やペットフードは、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。



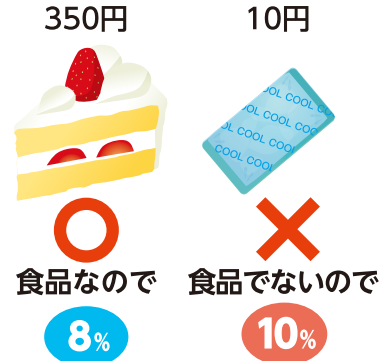
Q 洋菓子店ですが、希望するお客様にサービスで保冷剤を付けてケーキやプリンを販売することがありますが、これらの洋菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか？

A 人の飲用又は食用に供されるケーキやプリンなどの洋菓子は、「食品」に該当し、サービスで保冷剤をつけて販売する場合であっても、軽減税率の適用対象となります。ただし、保冷剤について別途対価をとっている場合は、保冷剤は、「飲食料品」に該当しないことから、軽減税率の適用対象となりません。

保冷剤の対価を取らない場合

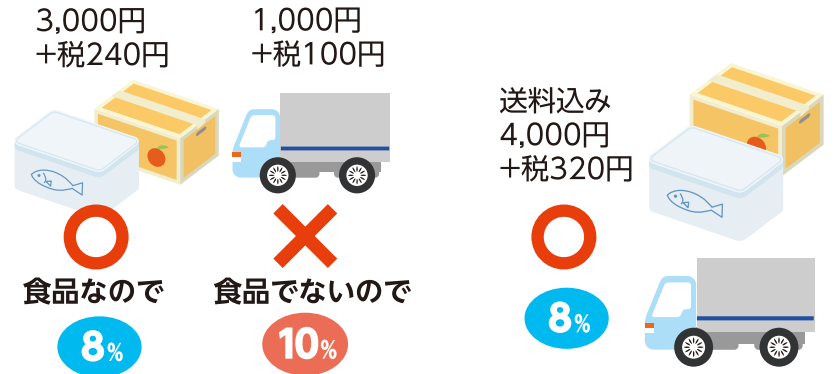


別途、保冷剤の対価を取る場合



Q 飲食料品の送料については、軽減税率の適用対象となりますか？

A 飲食料品の譲渡に要する送料は、飲食料品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の適用対象となりません。
 なお、例えば「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の適用対象となります。



Q 飲食料品に係る販売奨励金は、どのような取扱いになりますか？

A 卸売業者等が販売促進の目的で、販売数量や販売高等に応じて取引先に金銭を支払う「販売奨励金」は、その元となった取引が「飲食料品の譲渡」であれば、軽減税率が適用されます。
 ただし、役務の提供の対価として別途支払いが行われるような奨励金については、売上の元となった取引にかかわらず、標準税率が適用されます。

